

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：21402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520728

研究課題名(和文) 東アジアが近代国際法に与えた影響の帝政ロシア外交文書を通じた解明

研究課題名(英文) Influence of East Asia on the Modern System of International Law, explored through diplomatic documents of Tzarist Russia

研究代表者

豊田 哲也 (TOYODA, TETSUYA)

国際教養大学・公私立大学の部局等・准教授

研究者番号：40436506

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：近代国際法の歴史的な展開について、通説的なヨーロッパから非ヨーロッパ世界に展開したとの単純な理解を超え、19世紀から20世紀にかけての東アジアの政治的・軍事的状況の中で、どのようなダイナミクスを伴い、帝政ロシアをどのような巻き込みながら、国際法の普遍化に至ったのかについて、本研究を通じて理解を深めることができた。

研究成果の概要(英文)：The development of modern international law was much more than a simple expansion of European international law to non-European worlds. Through this research project, I explored the involvement of Tzarist Russia in the universalization of the modern system of international law in political and military contexts of the 19th-20th centuries.

研究分野：国際法史

キーワード：国際法史

1. 研究開始当初の背景

本研究は、19世紀の東アジアの国際関係に大きな変化をもたらしたヨーロッパ国際法を所与のものとしてではなく、それ自体が変化するものとして捉えながら、帝政ロシアの役割を検討の対象に含めることで、19世紀の国際法の歴史の東アジアにおける諸文明の交流の歴史としての側面が明らかにし、より現実的で説得力のある国際法史の視座が拓こうとするものである。

2. 研究の目的

Williams Butler, *Russia and the Law of Nations in Historical Perspective* (2009)などの先行研究では帝政ロシアにおける国際法言説がヨーロッパ諸国との関係においてのみ検討されているのに対し、本研究では検討の対象を東アジア諸国との外交史料にまで広げることで、帝政ロシアの国際法(jus gentium)観念がヨーロッパ国際法をヨーロッパに固有で他地域には適用されないものとして観念する近代国際法のユーロセントリズムの起源を明らかにすることができるはずである。

3. 研究の方法

歴史資料を収集・分析。

4. 研究成果

[要旨] 近代国際法の歴史的な展開について、通説的なヨーロッパから非ヨーロッパ世界に展開したとの単純な理解を超え、19世紀から20世紀にかけての東アジアの政治的・軍事的状況の中で、どのようなダイナミクスを伴い、帝政ロシアをどのような巻き込みながら、

国際法の普遍化に至ったのかについて、本研究を通じて理解を深めることができた。

(1) 近代国際法のユーロセントリズムとユニバーサリズム

2012年には、世界法学会で「17-18世紀の国際法言説の現実的文脈と国家中心主義」について報告を行う機会を得た。国家中心主義は19世紀に非ヨーロッパ世界へと広がる近代国際法の本質であり、それがいかなるヨーロッパ特殊の文脈で生じたかを明らかにするものであった。

すなわち、17-18世紀には主権国家を基本的な法主体とする近代国際法の理論が生み出され、それが今日の国際法学へとつながっている。一般的な理解によれば、中世から近世にかけて中世ヨーロッパの統一的なキリスト教世界の秩序が崩れ、主権的な近代国家を単位とする主権国家システムとそれを規律する国際法が形成され、それを理論化したものが国際法学なのだとされている。しかし、ヨーロッパにおいて近代国家の形成が進んだのはスペインやイギリスやフランスでのことであり、ドイツでは神聖ローマ皇帝の名目的な統治のもとに数百の小国が並立する中世的な秩序が19世紀後半まで残されていた。そして、17世紀から18世紀にかけての時期に国際法理論の形成に寄与した多くの論者はスペインやイギリスやフランスではなく今日のドイツにあたる地域に現れた。近代国際法学の形成は近代国家の形成と直接には結び付かないのである。

近代国際法は国家を基本的な主体とし、個々の人間を国家による支配・処分の客体あるいはせいぜい派生的な法主体とする。こう

した「国家中心主義」的な概念枠組みの起源は、17-18世紀の国際法学者たちが純粋な学者ではなく、神聖ローマ帝国内の諸侯に仕える顧問官などであったという現実的な文脈によって一定程度まで説明されるであろう。プロイセン支配下の小国ヌーシャテル公国の市民でありながら、プロイセンの隣国（敵国）ザクセン公国に仕えたヴァッテルは、そうした「御用学者」の一例であり、彼の有名な「国民主権論」もヌーシャテル公国をプロイセンからザクセンに譲渡させようというヴァッテルの企図との関連において理解することができる。

国際法言説の展開を国際法を語る者に課せられた現実的な制約の中で理解することで、16世紀のビトリアやスアレスがカトリック支配地域における神学者として主権国家を単位とする国際法を語り得なかったのに対して、17世紀から18世紀の神聖ローマ帝国の主にプロテスタント諸邦の国際法学者が主権国家を単位とする国際法の存在を主張したことが当然のこととして理解されうる。そして、既にしばしば指摘されてきているように、プロテスタントの国際法学者によって国際法がキリスト教世界の統一性のイデオロギーから解放されたが、それと同時に、彼らの多くが国家権力に直接に奉仕する者であったために国際法学は国家中心主義的な傾向がもつこととなった。20世紀の国家中心主義的な国際法理論の典型として挙げられるのは、1905年に出版されたオッペンハイムの教科書における、国家のみが国際法の主体であり、個々の人間は国際法の客体でしかないとの言明であるが、これとほとんど同じ言明を早くも1693年のライブニッツ

の著作に見いだすことができる。

以上の検討から明らかになるのは、ヨーロッパの特殊性は、ヨーロッパ文明の特殊性に根ざすものではなく、国家権力の強化された近代国際関係の特殊性であり、近代国際法の特殊性を「ヨーロッパ的」として排除してしまうことは適切でないということであった。

こうした特徴を踏まえた上で、2012年10月にアジア国際法学会とオーストラリア＝ニュージーランド国際法学会との合同研究会で国家中心主義(state-centrism)および欧州中心主義(Eurocentrism)についての報告を行った。世界の国際法史研究を代表する二人の権威であるユタ大学のアンギー教授および明治大学の大沼教授と深く議論を交わし、近代国際法のユーロセントリズムとユニバーサルリズムの射程を検討する意義を再確認することができた。

（2）今日の領土問題の19世紀的起源

東アジアの領土紛争の中には、前近代的・非ヨーロッパ的な国際法システムと近代的・ヨーロッパ的な国際法システムとの間の領土に関する規則の相違に根ざすものがある。東ヨーロッパにおいては、他の多くの地域国際法や前近代のヨーロッパ国際法がそうであったように、居住者も使用者もいない離島について法的権原の成立を認めておらず、現に東アジアでは、いたずら離島に領有権を主張せずに「空島政策」を取ることがあった。そうした現代的な問題の起源を19世紀にさかのぼることによって、文明間の異なる国際法システムの衝突・相克を研究する意義を確認した。また、その間の研究は、アメリカ

カ国際法学会やアジア国際法学会での報告にまとめ、活発な批評と議論を得て、関連する問題群への理解を深めることができた。

領土紛争は、多くの国々において、国際正義の問題として理解されているが、そこでは国際正義と国際法との潜在的な衝突が理解されたい。たとえば、日露間の領土紛争では、第二次世界大戦後のヤルタ協定やポツダム宣言に基づく法的な処理の如何にかかわらず、歴史的には択捉島・国後島が日本に帰属するという歴史意識があり、それが万が一近代国際法の帰結と矛盾することがあるならば、日本の歴史的権原が優先されるべきとの思考が伏在している。同様に、日中間の領土紛争では、尖閣諸島の国際法上の日本への帰属についてはほとんど議論の余地がない状況において、19世紀東アジアにおける近代国際法の領土獲得制度(=「無主地の先占」)の「恣意的」な導入に対する批判が伏在している。日韓間の竹島をめぐる紛争にも同様の問題構造があり、だからこそ、韓国政府は自身の主張の「正当性」を確信しつつ、国際法司法裁判所を通じた国際法の下での解決には躊躇せざるを得ないとの事情がある。ここで国際正義は歴史的権利とほぼ同義であり、更には、「前近代的な地域国際法に基づく権利」とも言い換えることができる。ヨーロッパ国際法と非ヨーロッパ国際法の相違を奈辺に見いだすかは、現代のコンテキストの中で、国際法秩序の根幹に関わる意義を有しているのである。

(3) 帝政ロシアの関与の解明

以上のように19世紀国際法の展開をめぐる研究の序論的な検討を深める一方で、米国の

のシンクタンクへの9か月間の出向や、本務校内での学務への従事により、本研究プロジェクトは予定通りに完遂することはできず、ほとんどの検討課題が消化不良のままに残された。学内研究費などを活用しながら、予定した事項についての研究を深め、論文の形で成果に結びつけていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕なし

〔学会発表〕(計4件)

- Tetsuya Toyoda, "The Real Context of International Law Discourses in the Seventeenth and Eighteenth Centuries and their State-Centeredness", presentation in Japanese at the Annual Conference of Japan Universal Law Society, on May 13, 2012
- "Taking Justice Seriously in East Asian Islands Disputes" at Uppsala University's East Asia Program's annual conference (hosted by the Diplomatic Academy of Vietnam) at Hanoi on Oct. 19, 2013.
- "International Law versus Historical Justice in Territorial Disputes in East Asia?" at the American Society of International Law's mid-year research forum at New York on November 1, 2013.
- "Territorial Disputes and the Possible Return to Pre-Modern International Law in East Asia" at the Asian Society of International Law's biennial conference at New Delhi on November 15, 2013.

〔図書〕なし

〔産業財産権〕なし

6 . 研究組織

(1)研究代表者

豊田 哲也 (TOYDOA, Tetsuya)

国際教養大学准教授

研究者番号：40436506

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし